

## 岡山県要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告に関する事務処理要領

平成28年3月30日制定

令和3年12月1日改定

### (趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告（以下「耐震診断結果報告」という。）等に関する事務について必要な事項を定める。

### (第三者判定機関)

第2条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年岡山県規則第56号。以下「県規則」という。）第4条で定める知事が適切であると認めた者（以下「第三者判定機関」という。）は別表第1のとおりとする。

### (事前協議)

第3条 法第7条の規定により耐震診断結果報告をしようとする者は、あらかじめ知事に対し、当該報告について協議するものとする。

2 前項の協議をしようとする者は、事前協議書（様式1）に次に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出するものとする。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合し、かつ適切に維持管理されていることを証する書面又はこれに代わる書面の写し
- 二 別表第2に掲げる図書
- 三 その他知事が必要と認めた図書又は書面

3 前項第二号の別表第2に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の事前協議書に添える場合においては、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、同表に掲げる図書に明示すべきすべての事項を同表に掲げる他の図書に明示したときは、同表に掲げる図書を同項の事前協議書に添えることを要しない。

4 第1項の協議をしようとする者に代わり、代理人が当該協議をしようとするときは、当該代理人は、前項の事前協議書に、協議をしようとする者の委任状を添えるものとする。

5 知事は、第1項の協議が終了したときは、その結果を第2項の事前協議書に記載し、耐震診断結果報告をしようとする者に対し、その写しを交付するものとする。

6 第1項の協議は、「耐震対策緊急促進事業の運用等について」（平成25年10月4日付 国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室）に基づき知事が交付した「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」（以下「確認書」という。）の写しの提出をもって代えることができる。

### (耐震診断結果の報告)

第4条 耐震診断結果報告をしようとする者は、県規則第4条各号で定める図書又は書面のほか、次に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出するものとする。

- 一 県規則第4条第1号で定める書面に付属する判定概要書の写し
- 二 前条第5項の知事が交付した事前協議書の写し又は前条第6項の確認書の写し
- 三 前号の書面に添付した図書又は書面

四 平成25年11月25日以降に耐震診断を実施する建築物にあつては、建築物の耐震診断を実施した者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面

五 建築物の耐震改修工事を実施した場合にあつては、建築物の耐震改修工事の施工状況報告書（様式2）

六 その他知事が必要と認めた図書又は書面

2 前項の規定にかかわらず、知事が特別な理由があると認めるときは、前項の各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

（耐震診断結果報告に係る命令）

第5条 法第8条第1項の規定による命令は、命令書（様式3）によるものとする。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示）

第6条 法第12条第2項の規定による指示は、指示書（様式4）によるものとする。

（台帳の整備）

第7条 知事は、耐震診断結果報告に係る事項を記載した台帳（様式5）を整備し、かつ、保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第三者判定機関	<p>一 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき知事が指定した耐震評価機関</p> <p>二 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会</p> <p>三 その他知事が認めた機関</p>
---------	--

別表第2（第3条関係）

図書又は書面の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び耐震診断結果報告に係る建築物と他の建築物との別
	法第7条第2号及び第3号に掲げる建築物にあつては、軒及びひさしの出、地盤面及び前面道路の路面の中心からの報告に係る建築物の各部分の高さ、報告に係る建築物から前面道路の境界までの水平距離のうち最小のものに相当する距離
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	敷地内における建築物の用途、構造及び規模
	敷地内における建築物の新築及び増改築の経緯、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の交付番号及び交付年月日、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項若しくは第18条第16項に規定する検査済証の交付番号及び交付年月日
	耐震改修工事を実施した建築物の位置及び耐震改修工事の実施日、耐震改修工事を実施予定の建築物の位置及び耐震改修工事の実施予定日
	除却予定の建築物の位置及び除却予定年月日
	未使用の建築物の位置、未使用の建築物とその他の建築物が棟続きである場合はそれらの接続部分における閉鎖等措置の状況
	擁壁の位置その他安全上適当な措置の状況
耐震診断結果報告に係る建築物の各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法によって接している部分の位置
	未使用の部分の位置及び未使用の部分とその他の部分の接続部分における閉鎖等措置の状況
立面図又は断面図 (法第7条第2号及び第3号に掲げる建築物に限る)	軒及びひさしの出
	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式